

實驗
日本修身書卷一
高等小學
生徒用

第 二 三 號
全 部 八 冊
高 尋 常 校
市 立 學 校
小 學 之 章

檢定合格本

K/20.1
37.5
1

C 1

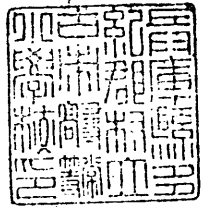
53



明治廿七年一月十六日
文部省檢定濟

三宅米吉校閱
中根淑
渡邊政吉編纂

實驗
日本修身書卷一
高等小學
生徒用



東京
金港堂書籍會社

第一課 父母の恩

我をうみ、我をうたて、我ををこへて、人となすは、全く父母のめぐみに由ることなり。我等もし父母のめぐみをかうふらずは、いかでか人となることを得べき。
赤染右衛門は、大江匡衡の妻にて、和歌をよくせ



し人なり。或る時、其の子舉周、重きやまひにかかりて、久しくいねず、命もやがてあやうく見ねたり。赤染ふかく之をうれへて、住吉明神に詣で、心をとめて、舉周の命に代らんことをいのり、三本の幣束に和歌を附して奉り、其の一に、
代らんといのる命は惜しからで、

さてもわかれんことろかなとき、と記したりしが、幾ほどもなくて、舉周のやまひはいねたりとろ。

子ホドニ親ヲ思へ。

第二課 孝行

孝の道を全くせんとするものは、父母の禁トたまふことは、堅く守り、命トたまふことは、速かに成しとぐべし、又其の好みたまふ物は、必ず求めて進め、思ひたまふ物は、避けて進めず、ひたすら父母の心になはんことをつとむべし。かりろめにも、父母の心にもどり、或は其の養ひを疎かにすべからず。

寶曆のところ、備中の國に、丸山一郎といへる人あり、幼くしてよく父母に事へ、聊も其の心にもど

りたることなし。此の人成長の後、二親を喪ひしが、深く慕ひて、寸時も忘れず、三年の久しきに及ぶも、猶よく二親の志しをうけつぎ、事ごとに、此くの如くせば、亡き父の心になふべしや、此くの如くせば、亡き母の心にうむくべしやと、必ず思ひはかりて後、其の事を執り行ひたり。晩年に、自ら天地君親師の五字を書して、壁上に掲げ、毎朝之に向ひて、敬禮を爲したりと云。

子ヨク父母ノ心ヲ以テ心トスレバ、則チ孝ナリ。

第三課 孝悌

兄弟は、宛も指のつらなりたるが如く、永くはなるべからざるものなれば、相和し相愛せずはあるべからず。

越後の人小林二郎は、孝行の心ふかく、又兄にもよく事へたる人なり。或る時、兄省助、罪を犯して、



伊豆の三宅島に流されければ、其の母之をうれへて、大いに心をなやませたり。二郎母の心を察し、兄の身を思ひやりて、東京に上り、身を以て兄の罪に代らんことを請ひたり。偶省助恩赦にあひて、島よりもどり來りければ、二郎大いに悦び、相携へて國に歸り、兄弟睦しく交りて、母を養ひたり。兄弟姉妹は、幸福も相互にわたり、患難も相互にあづかるものなれば、兄弟は、弟妹を愛し、弟妹は、兄弟を敬ひ、常に睦しく交りて、其の悦びを共にし、其の憂へを分つべし。

第四課 女徳

女は柔順なるをよしとす、柔順とは心すなほに、言行れたやかにして、妄りに人と争はざるをいふ。

黒柳孝女は、幼くして、怜悧の聞は高く、讀み書きを善くし、裁ち縫ひをも善くしたり。成長の後、松本定章の妻となりけるが、柔順にして、能く夫に仕へ、舅姑を大切に、婦たるものの道を盡くせり。

孝女は、又能く家事を治め、儉約を務めければ、其

の家乏しからずして、家内甚た睦み合へり。

孝女常に子女の教育に心を用ひ、男子に教ふるには、公を先にして、私を後にし、國家事あるに當りては、親の病ひも顧るとななかれ。といひ、女子に教ふるには、女は、常に柔順にして、父母舅姑夫に事へ、子供を教育し、節儉を守るを以て、己れの職分とせよ。といひ、身を以て子女を率ひしかば、其の子女、皆善良の人となりて、榮達したりとぞ。

婦徳ハ柔ヲ尙ブ。

第五課 朋友

秋山玉山は、熊本の人なり、嘗て江戸にあり、服部南郭を師として學を脩めける時、同門に、上野の人にて片山兼山といふものあり、其の人、品行正しくして、能く學を勉めければ、玉山之と交りを結び、共に經史を講究し、



談論をたたかかせ、交情益す益す密なりき。

後玉山學成りて、藩校の教師と爲りける時、兼山の貧困にして、生計に苦しめるをあはれみ、薦めて同校の生員と爲し、十人俸を受けしめたり。是より兼山、窮乏の憂へを免れて、其の志しを成すことを得たり。

凡ろ人と交るには、先づよく其の人がらを察して、後に交りを結ぶべし、而して一旦交りを結びたる後は、過失相匡し、患難相恤みて、頼しかるべきこと、猶玉山の兼山に於けるが如くせざるべからず。

第六課 禮敬

凡べて人に對しては、禮を重んじ、言語動作を慎み、厚く之を敬ふべし。然する時は、人も亦我を敬ひて、交際愈親密になり、喧嘩紛争の起ることなく、互に安泰なるものなり。故に、何人も、常に禮を盡くして、人と交り、決して不恭不遜のふるまひを爲さず、偏に交際を全くすることを心がくべし。細井平洲は、尾張藩の儒官にして、大いに藩主の信任を受けたる人なり。人と爲り、容貌氣高く、動作優にして、絶て輕卒のふるまひなし、性質温

厚にして、家人奴婢に接すること峻嚴ならず、嘗て一度も厲しき辭を發し、愠れる色を現したることなし。老年に及びて、威儀愈仰ぐべく、人に接すること、温和にして恭敬なりしかば、一たび接したるものは、必ず其の風采を慕ひて、永く忘れざりき。又其の門人を遇すること、甚た厚く、或は過失あるも、多くは含容して、嚴しく責めず、自ら悔悟せしむるの道を盡くしければ、其の徳に化して、善良の人となりたるもの、甚た多かりき。

人禮アレバ則チ安ク、禮ナケレバ則チ危シ。

人我を誘らば、唯我が身の過ちを省るべし、若し我が身に過ちあらば、誘ふ人は即ち我が師なりと思ひ、怨むべからず、我が身に少しも過ちなきを誘らば、彼の人には妄人なり、彼と争ひ悪むに足らず。

伊藤仁齋は、京都の人なり。曾て生徒を集めて、孔孟の學を教へけるに、大高坂芝山、書を著して、之を誘りければ、仁齋の門人大いに怒り、先生も、一書を著して、之を辯へ給へ。といふ。然るに仁齋之

を止め、君子は、争ふ所なし、若し彼のいふ所是にして、我の説非ならば、彼は我が益友なり、若し我の説是にして、彼の意見非ならば、後日彼學問長進せば、自ら其の非を悟るべし、抑學を爲すの要は、惟心を虚にし、氣を平かにし、已れが爲めにするを以て先とす、いかで彼を誘り我を揚ぐる如きことあるべきや。といひて其の言を用ひず、深く弟子を誡めたり。

人或ハ己レヲ毀ラバ當ニ退キテ之ヲ身ニ求ムベシ。

第八課 正直



人は正直なるを善しとす、正直とは心すなほにして曲らず、行ひいさぎよくして、一點のくもりなきをいふ。
昔美濃の國に、太助といふものあり。或る日其の妻、寺に詣でんとし、途にて金二兩を拾ひければ、

直ちに歸りて夫に示し、落し主は如何ばかりか心を惱まし居るならん、疾く返し與へたし。といひけるに、太助も其の言を尤もとして、頻りに之を捜したり。然るに偶落し主其の由を聞きて訪ひ來りければ、夫妻は直ちに其の金を出して渡したり。落し主大いに悦び、其の商ふ所の雁一羽を出して禮を述べければ、夫妻再三辭退の後、之を納め、やがて其の雁を賣りて、錢五百文を得、更に二百文を添へて、同ト町なる貧しき老婦に施し、破れたる家根をつくろはしめたり。
財ニ臨ミテハ、苟モ得ルコトナカレ。

第九課 節儉

常に富貴を保たんと欲せば、須らく速かに驕奢を戒むべし、貧賤を免るることを求めんと欲せば、早く勤儉を學ぶべし。

源頼朝の家臣に、筑後守俊兼といふものあり、此の人常に文事を嗜み、華奢風流を好みけるが、ある日頗る美麗なる衣服を着けて、参應したり、たまたま頼朝之を見て、俊兼を呼び寄せ、其の刀を抜き取り、俊兼の小袖の袂を切り捨てていひけるは、千葉常胤土肥實平の輩は、武邊一徹の人に

て、文事に疎く、優美の風なしと雖も、平生儉約を勤めて、驕奢のふるまひなき故に、家富みて多くの郎黨を扶持し、實に頼しく思はるるなり。然るに汝は、其の祿彼等に及ばざるに、華麗の衣服を好み、儉約の道を忘る、是財を用ふる法を知らざるものなり、文才ありとも、萬一の用に立つべしとも覺せず。とて、大いに詰責せられければ、是より家臣皆恐れ慎みて、堅く儉約を守りたり。

奢ルモノハ久シカラズ。

第十課 攝養

強き人は、強きを恃みて慎まざる故に、弱き人より却りて早く死す、又體弱く飲食少く、常に病ひ多くして短命ならんと思ふ人の、却りて長生すること多し、是弱きを恐れて、慎むに因れり。此の故に、命の長短は、身の強弱に因らず、慎むと慎まざるに因れり。

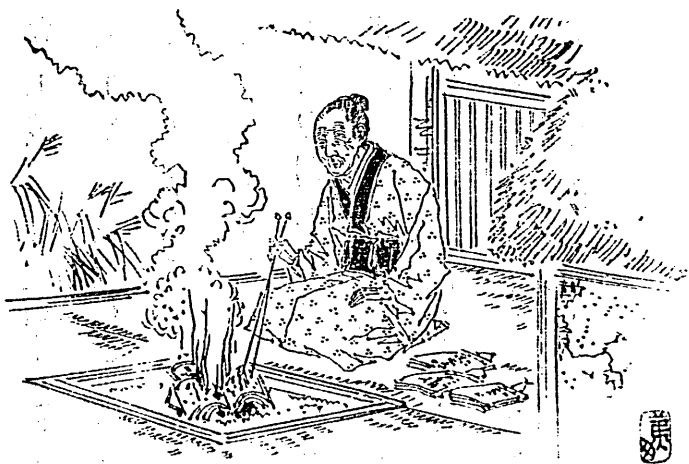
寛永の頃、京都に江村專齋といふ儒醫あり、少壯の時より、務めて養生を善くしければ、齡一百に及べども、身體頗る強健にして、視聽少しも衰へ

ず、壯年の時と異なることなし。後水尾上皇之を聞き召し、專齋を召して養生の術を問はせ給ひけるに、專齋對へ奉りて、「臣固より他の術なし、平生唯一の些の字を守るのみ」といふ。上皇押し返して、其の故を問はせ給ひければ、專齋再び對へ奉りて、「飲食も些し、思慮も些し、養生も亦些しのみ」といふ。上皇大いに其の言を賞し給ひて、物を賜ひたりとぞ。人皆能く專齋の語を玩味し、常に養生の道を踐み行ひ、身體の健康を保ちて、天年を全くせんことを務むべきなり。

第十一課 慈仁

人の爲めに物を恵み恩を施す時は、心にいふべからざる樂しみを覺ゆ。されば、慈善の心深きものは、財の多少にかかはらず、常に善を行ひてうまざるなれ。

昔下野の國に、源五郎といふものあり。其の母せ



んは、慈惠の心深き人にて、常に貧しきものを恤み、又人の請ひにまかせ、金を貸して、其の苦しみを救へり。後貸し金大いに滞りければ、是が爲め、雙方の子孫に至り、不和を生せんことを慮り、悉く其の元帳を焼き棄てたり。其の外、或は貧人の娘を養ひて、人に嫁せしめ、或は馬を飼ひれき、持たざる人に貸し與へたるなど、慈善の行ひ甚た多かりき。善ヲ爲スコト最モ樂シ。

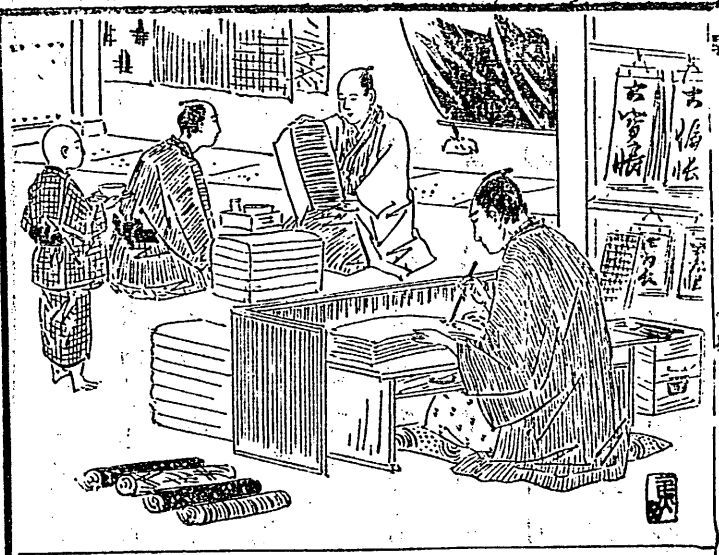
第十二課 學問

人は、生まれながらにして智あるものにあらず、
學びて後にとり、智あるものとなり、世の中の事
にも當ることを得べけれ。學問なく才智なくは、
争でか世に立ち、業を營むことを得べき。

芳野金陵は、下總の人なり、幼にして善く父母に
事ふ。年十四の時、父に従ひて江戸に出で、父の爲
めに飲食を調へ雑用を辨し、暇あれば、論語の素
讀を學びけるが、常に復讀して怠らず、三たび喉
を痛めて、聲を出すこと能はざるに至れり。後蒙

求の講義を聞くこと半卷にして、未だ學ばざる
所の意義をも解し、是より後はまた講義をきか
ず、みづから多くの書を讀むことを務めたり。
後龜田綾瀬を師として、學を修めけるが、業成る
に及び、塾を開きて生徒を教授せり。後田中侯に
仕へ、藩政を改めて、功績をあらはし、又文久二年
幕府より召されて、昌平學の儒員となれり。明治
維新の際、更に朝廷より召されて、二等教授とな
り、遂に中博士に進みたり。

人學バザレバ智ナシ。



第十三課 業を習ふ
 職を勤め業を励めば、貧賤なる人も、富貴なる人となるべく、職を疎かにし業を怠れば、富貴なる人も、貧賤なる人となるべし。
 天保の頃、下野に菊池孝兵衛といふものあり、父の命に従ひ、宇都宮なる

親戚の許にゆきて、商業を見習ひけるが、能く其の業を學びて忘らず、晝は帳簿を記し、算類を動かして、損益を計り、夜は書を讀みて、智識を増すことを勉めたり。
 かくて商ひの道を知り、資本を得て、江戸に出で、呉服店を開きけるが、正直を旨として、商ひを勵み、儉素を守りて、家を治めければ、商業いよいよ盛んに、家運益す益す榮はて、遂に萬金の富みを致し、都下屈指の豪商となりたり。
 勤儉ハ富貴ヲ生ズ。

第十四課 公益

人は、私利のみを謀らず、世の爲め人の爲めにな
ることを謀るべし。

私利のみをいとなみて、公益を謀らざるものは、
人の本分を盡くしたるものといふべからず。
公益とは、機械を發明し、器具を改良して、商工の
業を上げまし、米麥の作り方を研究し、牛馬の育
て方を改良して、農業の道をさかんにし、道路を
をさめ、橋梁をかけて、往來を便にし、提防をきつ
きて、河海のおふるるをふせぎ、學校をねとして、

人を教育する等のことをいふなり。

是等の事は、何れも、世を益し人を益するわざなれば、
各好む所に従ひて、力を致さんことを心がくべし。

梶常吉は、尾張の人なり、曾て故書を閲して、樂焼
きの法を發見し、是より専ら心を陶器の製法に
傾けたり。後又阿蘭陀焼きと稱するものを造り、
之を製せんと欲し、多年の間、試験を積み、數多の
艱難をへて、遂に其の製法を發明し、廣く世に傳
へて、我が國の陶業家を益したれば、政府其の功
を賞して、銀盃を賜はりたり。

第十五課 報恩

人に施したる恵みは、忘れがたく、我に受けたる恵みは、忘れやすきものなれば、恩をうけては、忘れざらんことをつとめ、恩を施しては、思はざらんことをつとむべし。

弘化の頃、京都に津田知常といへる人あり、賈人井上某に仕へて、誠實に働きければ、程なく番頭と爲りて店の事を掌るに至れり。後主人病みて歿し、嗣子幼くて、未の見込みもねほつかなかりければ、召し使ひのもの、皆去らんとしけるに、知

常いかに先主の恩にうむくべきとて、獨り止り、ますます商業を勵みて、幼主を輔けたり。

かくて二十餘年を経るは、幼主已に成長して、知常の功勞を知り、厚く賞して、暇を與へければ、知常喜び謝して去りたり。

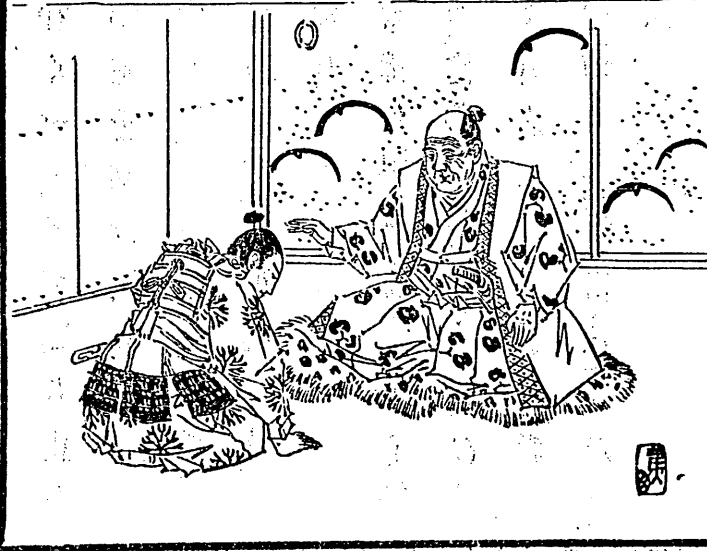
是よりある町に店を開き、木綿を販きて業と爲し、毎日必ず、主家の安否を訪ひ、繁忙の時と雖も一たびも忘りたることなし。或は主家より之を招くことあれば、たとひ急用あるも、必ず之を措きて速かに赴きたり。

恩ヲ知ルヲ以テ人トス。

第十六課 節義

人の盛衰によりて、己れの向背を決し、己れの利害を顧て、交りをかふるは、實に鄙しむべきことなり。
利を見ては、義を思ひ、難に臨みては、節を思ふべし。

豊臣秀吉、ある時徳川家



康の家臣の乗馬を觀けるに、其の中に成瀬正成といふ人あり、秀吉、家康を顧て、正成の祿を問ひければ、家康「三千石を與へ置きぬ」と答ふ。秀吉ききて、佳士なり、我に仕へば、五萬石を與ふべきものを。といへり。後家康、正成を召して之を告げ、且仕へを勧めけるに、正成、某不肖なれども、争で祿を貪り、君を忘れ奉らんや。とて、固く辭しければ、家康深く感下、遂に其の子義直の傳と爲したり。
不義ニシテ富々且ツ貴キハ、我ニ於イテ浮ベル雲ノ如シ。

第十七課 皇德

我が大日本帝國は開闢の初めより、一系の君を戴き、東海の中へ屹立して、幾千年をか經にけん、神武天皇の御位に即かせ給ひしよりさへ、二千五百五十餘年を経たり。此の遠き昔より、今に至るまでの間、歴世の天皇皆能く其の業を續ぎて、國を治め民を愛しみ給ひければ、我等の祖先も、いと安く世を渡り、我等も亦楽しく生を營めることなり。

抑神武天皇始めて國內を平定し給ひてより、後

歴代の天皇、皆恩徳を垂れて、人民を愛しみ給ひ、或は産業の道を開き、或は窮民を賑はし、或は制度を定め、或は文學を興し、大いに世の開明を進め給へり。

今上天皇、大統を嗣がせ給ふに及び、聖恩四海に溢れ、到る處太平を誦はざるはなし。嗚呼我等は、生を此の盛世に受く、幸福是より大なるはなし。されば常に列聖と今上天皇との鴻恩を心に留めて、尊王愛國の誠をあらはし、其の萬一に報いんことを謀るべきなり。

第十八課 忠君

我が皇室の御恵みの深くして極りなきは、猶天の限りなきが如し。

されば我が國の臣民たるものは、常に皇室を尊敬し、一旦事あらば、身命を擲ちて、皇室の爲めに力を致さざるべからず。北條高時嘗て後醍醐天



皇を遠國に遷し参らせんとしければ、天皇潜に笠置山に幸ひ、楠正成を召し給ひて、賊徒平定の策を問はせ給へり。此の時正成具に賊を滅すの策を奏し、終りに臨みて、正成一人尙生きてありと聞き召さば、叡慮安く思し召さるべし。と慰め奉り、河内に急ぎ歸りて、城を築き、敵軍と戦ひけるが、遂に故ら其の城を棄てたり。翌年、正成再び兵を擧げて、金剛山の城にとり、天下の大軍をひきよせて、永く月日を費さしめけるほどに、勤王の兵四方に起りて、遂に北條氏を滅したり。

第十九課 忠君

君の爲めに忠を致し、國の爲めに力を盡くすは、皇室の御恵みに酬い、國家の恩に答ふるの道なり。君に忠じ、國に盡くすは、臣民の本分なり、厚くわきまへずはあらず。延元元年、朝廷楠正成を以て、兵庫に赴きて、尊氏をふせがしめ給ふ。正成都を立ち、櫻井の宿に至り、其の子正行を召し、此の度の戦ひは、誠に天下の大事なり、思ふに吾又汝を見るときとなかるべ

し、吾死なば、天下は必ず尊氏に歸せなん、されども、利に迷ひ命を惜しむ、敵に降参して、父が多年の忠義を空しくすべからず、一族郎従、一人なりとも生き残りてあらんには、金剛山の城に籠り、時節をまちて、忠義の旗を翻し、再び君の御世と成し奉れ、是をば汝の吾に報ゆるかぎりとは思へ、と諭して、正行をば、河内に歸らしめ、夫れより兵庫に赴き、賊をふせぎて、遂に討ち死にしたり。君の爲め世の爲め何か惜しからん、すててかひあるいのちなりせば。

第二十課 法令を守る

世の中には、人の守らざるべからざる法令甚た多し、是等は、皆國の安寧を保ち、人の幸福を保護せんが爲めに設けたるものなれば、國民たるものは、常に能く之を遵守し、假り初めにも違背すことあるべからず。

寛政の頃、仙臺藩に林子平といふ人あり、洋人の我が國を窺はんとするを察し、海防の備へなきを憂へ、遂に海國兵談といふ書を著せり。當時は、海外の事情を知るもの少かりしかば、世

人却りて、子平の書を以て妄言と爲し、幕府も亦國民を感はずものと認め、之を捕へて禁錮の刑に行ひたり。子平、性質太膽にて、物に拘らざれども、謹慎を命せられたる後は、深く慎みて、室外に出でず、久しきを經れども、いささか渝らざりき。

後病ひに罹りければ、人人之を憂へ、室外に逍遙して、身を養ふべしと勧めけるに、子平は、斯くの如くせば、是上を欺くなり、たとひ知るものなきも、豈我が心に恥ぢざらんや。とて、遂に従はざりき。拵ヲ恐レヨ。

明治二十六年十月十日印刷
同 年十月十三日發行

定價金六錢

著者 渡邊政吉

發行者 金港堂書籍會社
東京市本郷區森川町壹番地

代表者 原亮三郎
全日本橋區本町三丁目十七番地

印刷者 日置九郎
全日本橋區本町三丁目十七番地

印刷所 金港堂書籍會社
全日本橋區本町三丁目十七番地

賣捌所 金港堂
大坂市東區南本町四丁目

宮城縣仙臺市國分町五丁目



實
驗
日
本
修
身
書
卷
三
高
等
小
學
生
徒
用

三	內	教
北	河	第
內	小	三
小	學	〇
校		號

明治二十八年
七月二十五日買入

檢定合格本

K120.1
37.5
3